

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第58号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第8条</b> 条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金（高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。次号において同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金をいう。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 略</p>	<p>(条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第8条</b> 条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金（高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。次号及び次条において同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金をいう。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第1項に規定する高等学校の専攻科（同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科</u></p>

改正前	改正後
<p>(<u>条例別表第1の8の項</u>に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第9条</b> <u>条例別表第1の8の項</u>に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(<u>条例別表第1の9の項</u>に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第10条</b> <u>条例別表第1の9の項</u>に規定する規則で定める事務は、佐賀県立学校授業料等徴収条例（昭和23年佐賀県条例第17号）第2条第3項の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(<u>条例別表第1の10の項</u>に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第11条</b> <u>条例別表第1の10の項</u>に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の規定に準じて行う障害のある幼児、児童又は生徒の特別支</p>	<p>を含む。次号において「<u>高等学校等専攻科</u>」という。)の生徒に対して、その授業料に充てるため支給する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う高等学校等専攻科の生徒の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(3) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の規定に準じて行う第1号の支援金の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u></p> <p>(<u>条例別表第1の9の項</u>に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第10条</b> <u>条例別表第1の9の項</u>に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(<u>条例別表第1の10の項</u>に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第11条</b> <u>条例別表第1の10の項</u>に規定する規則で定める事務は、佐賀県立学校授業料等徴収条例（昭和23年佐賀県条例第17号）第2条第3項の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(<u>条例別表第1の11の項</u>に規定する規則で定める事務)</p> <p><b>第12条</b> <u>条例別表第1の11の項</u>に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の規定に準じて行う障害のある幼児、児童又は生徒の特別支</p>

改正前	改正後
<p>援学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて支弁するこれらの学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第12条・第13条</b> 略</p>	<p>援学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて支弁するこれらの学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第13条・第14条</b> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。